川棚町水道事業山道浄水場運転・維持管理業務委託
受託者選定に係る公募型プロポーザル方式実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、川棚町水道事業（以下「委託者」という。）が委託する 山道浄水場運転・維持管理業務（以下「本業務」という。）を実施するにあたり、専門的かつ豊富な実績と経験、信頼性を有する事業者から公募型プロポーザル方式により、本業務に対する理解度、業務提案内容の的確性等を考慮し、最も適する受託者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

（本業務の概要）

第２条　本業務の概要は、次の各号のとおりとする。

（１）本業務において管理する施設は、委託者が管理する山道浄水場のほか、関連する取水施設とし、別紙１「委託施設概要」に示す施設（以下「委託施設」という。）とする。

（２）本業務は、委託施設の運転・維持管理を包括的に委託することにより、事業者の専門的な技術を活用し、適正な運転を円滑に行うことにより、各施設の機能を効率よく発揮し、安心で安全な水道水を安定的に供給することを目的とする。

（３）本業務の履行期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までとする。

（４）本業務の委託範囲は、次のとおりとする。

１）運転操作監視業務

２）保守点検業務（日常点検）

３）緩速ろ過池排泥作業

４）天日乾燥床補砂作業

５）その他必要な業務（薬品調達・植栽管理・汚泥処分搬出）

（５）本業務の委託内容は、次のとおりとする。

１）原水に関すること。

ア．川棚川及び石木川並びに浄水場内取水場（浅井戸）の水位観測・確認

イ．山道可動堰の管理・操作

ウ．佐世保市分水に伴う連絡・調整

エ．原水の水質検査（別に委託した水質検査を除く。）

２）浄水に関すること。

ア．緩速ろ過池の排泥作業

イ．沈殿施設の維持管理及び天日乾燥床の管理

ウ．ろ過施設・滅菌施設の管理・操作及び簡易な補修

エ．浄水の水質検査（別に委託した水質検査を除く。）

オ．役場閉庁日（委託者が指示する日を除く。）における、水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）第 15 条第 1 項による「1 日 1 回以上行う色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査」の、町内管末地区における水質検査測定

３）送水に関すること。

ア．浄水場内に設置した送水ポンプの管理・操作

イ．浄水場内に設置した電気計装設備等の管理・操作

ウ．浄水場内に設置したテレメータ設備等の管理・操作

４）その他

ア．浄水場内への無断立入の監視

イ．管理棟を含む浄水場内の清掃（草刈り等を含む）

ウ．本業務に関する指導・監督

エ．業務記録等の整理

オ．その他、浄水場の運転・管理に関すること

（６）本業務に係る５年間の委託料（業務価格）の上限額は、次のとおりとする。
　　￥２８９，５４０，０００円（消費税及び地方消費税を除く。）
（７）受託事業者に要求される本業務の委託水準は、次のとおりとする。
　１）委託者が要求する水量・水質を順守した委託施設の運転・維持管理を行い、安全な水を安定的に供給すること。
　２）委託施設の監視は、24 時間体制とすること。
　３）委託施設の機能に重大な障害が発生した場合等の緊急事態に備えた体制を整備するとともに、常にこれらに対処できるよう準備すること。また、本業務の履行を目的として配置される人員のみによる対応では不十分な緊急事態を想定し、緊急事態発生後、直ちに対応ができる広域的な緊急支援体制を構築すること。
　４）総括責任者として水道技術管理者を配置し、本業務の委託範囲について技術上の事務及び監督を行うこと。

（参加資格要件）
第３条　本業務のプロポーザルに参加する者は、次の各号に掲げる条件をすべて満たす法人であること。
（１）配置予定の総括責任者が水道技術管理者の資格を有し、かつ日量浄水処理能力８千６百立方メートル以上の急速ろ過方式及び緩速ろ過方式を有する浄水場運転管理の実務経験が３年以上ある者を配置できること。
（２）日本国内において、日量浄水処理能力８千６百立方メートルの急速ろ過方式及び緩速ろ過方式を有する事業体（水道事業及び水道用水供給事業並びに工業用水道事業における浄水施設（排水処理を除く。）に係るもの）で３年以上継続して元請として運転管理業務の受託実績（過去 10 年以内）があること。
（３）業務委託を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有することが明らかであり、次のいずれにも該当しないこと。
　１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の各号の規定に該当する者
　２）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て並びに破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者及び申立てがなされている者
　３）国税及び地方税を滞納している者
（４）川棚町暴力団排除条例（平成 24 年川棚町条例第 11 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 2 号に規定する暴力団員でないこと。また暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべきものと関係を有していないこと。
２　参加資格要件の審査基準日は、参加表明書提出期限の日とする。ただし、審査基準日以降契約締結日までの期間内において資格要件を満たさなくなった場合は、参加資格を無効とする。

（プロポーザルの募集公告）
第４条　プロポーザルへの参加募集の方法は、川棚町役場掲示場において公告するとともに、川棚町ホームページ（https://www.kawatana.jp/）への掲載により行う。

（施設見学会）
第５条　施設見学会への参加を希望する者は、「施設見学申込書（様式１号）」を期日までに提出しなければならない。
２　施設見学申込書の提出は、川棚町水道課（以下「担当課」という。）へ持参又は郵送とする。なお、持参による提出の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「土日祝日等」という。）を除く午前 9 時から午後 5 時までとし、郵送による提出の場合は、郵送したことを必ず担当課に連絡すること。

（質問及び回答）
第６条　本業務の委託内容に関し質問がある場合は、「質問書（様式２号）」に内容を簡潔にまとめて記載し、期日までに提出しなければならない。
２　質問書の提出は、担当課へメール（suidou@town.kawatana.lg.jp）により提出すること。これ以外による質問は受け付けない。
３　質問の回答は、「質問回答書（様式３号）」により質問書受付日から１週間以内に川棚町ホームページに掲載する。

（参加申込の提出）
第７条　プロポーザルに参加しようとする者は、「プロポーザル参加表明書（様式４号）」及び「プロポーザル参加資格審査申請書（様式５号）」に次の書類を添付し、期日までに提出しなければならない。
　なお、添付する書類で参加資格の確認ができない場合には、追加資料の提出を求めることがある。
　１）会社概要書（所在地・業務内容・資本金・社員数等がわかるもの）
　２）登記簿謄本（法人登記）
　３）定款（写しの場合は、原本と同一であることを証明すること）
　４）直近３期分の貸借対照表、損益計算書
　５）国税及び地方税の滞納がないことを証明する書類（納税証明書）
　６）浄水場運転管理業務の実績を証する書類（過去 10 年以内）
　７）第 3 条第 1 項第 1 号に規定する資格を証する書類及び経歴書
　８）第 3 条第 1 項第 1 号による実務経験を有する者の在籍を証する書類
　９）第 3 条第 1 項第 3 号の 1)及び 2)に該当しない者であることを誓約する書類（「誓約書（様式６号）」）
２　参加申込の提出は、担当課へ持参又は郵送とする。なお、持参による提出の場合は、土日祝日等を除く午前 9 時から午後 5 時までとし、郵送による提出の場合は、郵送したことを必ず担当課に連絡すること。また、これ以外による提出は不可とする。

（一次審査及び通知）
第８条　参加資格の審査については、別紙２「山道浄水場運転・維持管理業務委託公募型プロポーザル参加資格審査表」に基づき審査を行うものとする。
２　一次審査の結果は、「プロポーザル参加資格審査結果通知書（様式７号）」により期日までに通知する。なお、一次審査の結果等についての質問については、一切応じないものとする。

（業務提案書の提出）
第９条　前条第 2 項により参加資格有りとの通知を受けた者は、「業務提案書（様式８号）」及び「業務提案書記載の添付書類」を作成し、期日までに提出するものとする。なお、業務提案書及び添付書類は、正１部副５部を提出すること。また、電子データ（PDF を原則とする。）として、ＣＤ－Ｒ等に保存したもの一式を併せて提出すること。
２　業務提案書の提出は、担当課への持参のみとする。なお、土日祝日等を除く午前 9 時から午後 5 時までとし、これ以外による提出は不可とする。
３　担当課は、業務提案書を受領した際は「受領書（様式９号）」を発行する。なお、一度受領した書類の返却、差し替えには応じない。
４　業務提案書の作成にあたっては、表紙は「業務提案書（様式８号）」を使用し、添付書類（「事業費に関する提案書（様式 10 号）」を除く。）は任意様式とする。枚数は提案者の自由とするが、できる限り簡潔に記載すること。
５　業務提案書のサイズは、日本産業規格「Ａ４版」縦置き横書き左綴じ（両面印刷可）とし、文字サイズは 11 ポイント以上とする。図面等を使用する場合において「Ａ３版」を

使用するときには、折り綴じとする。なお、ロゴマークの使用も含めて、事業者名がわかるような記述をしてはならない。

（提案の無効）
第 10 条　次の各号に定める場合は提案を無効とする。
（１）参加資格のない者（参加資格を取り消された者を含む。）が提案を行った場合
（２）記名押印のない業務提案書による提案又は提案事項を明示しない提案を行った場合
（３）同一の提案者が複数の提案を行った場合
（４）同一事項に対し、２通り以上の提案を行った場合
（５）審査の公平性に影響を与える行為があった場合
（６）著しく信義に反する行為があった場合
（７）「事業費に関する提案書（様式 10 号）」に記載された金額が、第 2 条第 6 号に定めた上限額を超える提案を行った場合

（参加辞退届の提出）
第 11 条　第 7 条第 1 項による参加表明書提出後、参加を辞退する場合は、期日までに「プロポーザル参加辞退届（様式 11 号）」を提出するものとする。
２　参加辞退届の提出は、担当課へ持参又は郵送とする。なお、持参による提出の場合は、土日祝日等を除く午前 9 時から午後 5 時までとし、郵送による提出の場合は、郵送したことを必ず担当課に連絡すること。

（プレゼンテーション及びヒアリングの実施）
第 12 条　提案者ごとにプレゼンテーションを実施するものとし、委託者は、提案者に「プレゼンテーション参加要請書（様式 12 号）」により日時、場所を通知するものとする。なお、提案者が１社の場合でも、プレゼンテーションを実施するものとする。
２　プレゼンテーションは 30 分以内で行い、その後にヒアリングを 15 分以内で実施する。
３　プレゼンテーションの実施方法は、自由形式とし、電子機器を利用して行うことができる。なお、使用する電子機器（スクリーンを除く）は提案者が準備するものとする。
４　第 9 条により提出した業務提案書の内容を、訂正又は追加してはならない。
５　プレゼンテーションへの参加者は３名までとし、参加者は事業者名等が分かるような服装等で出席してはならない。
６　プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とする。

（二次審査及び通知）
第 13 条　プレゼンテーション及びヒアリングの審査については、次の各号に定めるところにより審査を行い、優先契約交渉権者及び次点契約交渉権者を決定する。
（１）二次審査の評価項目、評価基準、評価及び得点は、別紙３「山道浄水場運転・維持管理業務委託公募型プロポーザル採点シート」のとおりとする。
（２）二次審査は、別紙３により複数の審査員により各項目の評価基準毎に評価を行い、全ての審査員の評価得点の平均点と次号に規定する見積額に対する評価得点を合計した点数を提案者の総合評価点数とする。
（３）見積額に対する評価得点は、次の算式により算定された点数とする。
算式：３０点×最低見積額÷提案者の見積額（小数点第 3 位以下切り捨て）
（４）二次審査において最高得点を獲得した者を優先契約交渉権者とし、第２位の得点の者を次点契約交渉権者とする。
２　二次審査の結果は、提案者の審査結果に応じ「審査結果通知書（様式 13 号）又は（様式 14 号）又は（様式 15 号）」により期日までに通知する。なお、二次審査の審査結果及び採点等についての質問については、一切応じないものとする。

（契約）

第 14 条　前条第 2 項の規定により選定された優先契約交渉権者と契約条件について、業務提案書の内容に基づき詳細協議を行い、協議が成立した場合には本業務に係る契約を締結するものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、次点契約交渉権者と契約に係る協議を行うこととする。

（１）二次審査後に第 3 条に定める参加資格を満たさなくなった場合
（２）契約の交渉が成立しない場合
（３）契約の締結を辞退した場合
（４）その他の理由により契約の締結が不可能となった場合

（業務の追加及び変更）

第 15 条　本業務は、第 2 条第 4 号及び第 5 号に記載された事項を基本とするが、優先交渉権者が提出した業務提案書に記載されている追加提案等について、優先契約交渉権者が提出した事業費の金額を超えない範囲で業務内容の追加及び変更ができるものとする。

２　前条のただし書きの規定により、次点契約交渉権者と契約を締結する場合は、前項中「優先契約交渉権者」とあるのは、「次点契約交渉権者」と読み替えるものとする。

（業務の引継ぎ）

第 16 条　契約締結の日から履行期間が開始するまでの期間は習熟期間とし、新受託事業者の費用負担により、委託者及び現受託管理者より引継ぎを受けることとする。また、履行期間開始日以降であっても、本業務の引継ぎが完了しない場合は、引き続き新受託事業者の費用負担で引継ぎを受けるものとする。

（実施日程）

第 17 条　プロポーザルの実施日程は、次表のとおりとする。

内　　容		予定年月日
1	プロポーザル実施の公告日	令和 7 年 11 月 5 日（水）
2	実施要領等の交付期間	令和 7 年 11 月 5 日（水） ～　12 月 5 日（金）
3	施設見学会参加申込期限	令和 7 年 11 月 17 日（月）
4	実施要領等に関する施設見学会	令和 7 年 11 月 25 日（火）
5	実施要領等に関する質問の受付期間	令和 7 年 11 月 5 日（水） ～　11 月 28 日（金）
6	参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付期間	令和 7 年 11 月 5 日（水） ～　12 月 5 日（金）
7	参加資格審査結果の通知日	令和 7 年 12 月 12 日（金）
8	業務提案書の提出期限	令和 8 年 1 月 16 日（金）
9	プレゼンテーション及びヒアリングの実施日	令和 8 年 1 月下旬
10	審査結果の通知・発送日	令和 8 年 2 月上旬
11	契約交渉権者との協議期間	令和 8 年 2 月中旬

12	契約締結	令和８年２月下旬
13	業務の引継ぎ等期間	令和８年３月上旬 ～　３月 31 日（火）
14	業務の開始日	令和８年４月１日（水）

※日程は手続きの進捗状況により変更する場合がある。

（禁止行為）
第 18 条　自己の有利になることを目的として、本業務の審査員及びその他本町関係者に働きかけを行った者は、参加資格を認めず、又は参加資格を取り消すものとする。

（異議申し立て）
第 19 条　提案者は、審査の経緯、結果について、異議申し立てを行うことはできない。

（著作権）
第 20 条　本実施要領等に基づき提出される書類の著作権は、提案者に帰属する。

（費用の負担）
第 21 条　プロポーザル参加に係る費用は、すべて提案者の負担とする。

（第三者への情報提供）
第 22 条　審査参加者は、プロポーザルへの参加において知り得た情報を、本プロポーザルの目的以外に第三者へ提供してはならない。

別 紙 1

委 託 施 設 概 要

取水・浄水施設

水 源	川 棚 川（表流水）		7,500 ㎥/日	中組郷 1183-1 地先
	石 木 川（伏流水）		5,000 ㎥/日	岩屋郷 991 地先
	山道浅井戸（地下水）		7,800 ㎥/日	中組郷 1193-1 内
	計		15,300 ㎥/日	
	※川棚川から取水する場合は、7,500 ㎥/日から石木川取水量を控除した水量とする。			
施 設	浄水場の名称		山道浄水場	中組郷 1193-1 他 3 筆
	敷地面積		11,759 ㎡	
	計画浄水量		8,690 ㎥/日	
	傾斜板沈殿池	計画処理量	4,800 ㎥/日	
		池数	2 池	
	急速ろ過池	方式	重力式ろ過機	
		計画処理量	2,390 ㎥/日	
		ろ過速度	95 m/日	12.6 ㎡
		常用池数	3 池	内 1 台予備
		洗浄方式	表洗及び逆洗	
	緩速ろ過池	計画処理量	6,300 ㎥/日	
		ろ過速度	4.1 m/日	390 ㎡
		常用池数	5 池	内 1 池予備
	凝集装置	使用薬品	ポリ塩化アルミニウム	
		常用台数	4 台	内 2 台予備
		全容量	600 CC/時	(既)200*2、(新)100*2
	滅菌装置	使用薬品	次亜塩素酸ソーダ	
		常用台数	4 台	内 2 台予備
		全容量	360.8 CC/時	(中)63.4*2、(後)117*2
	浄水井	池数	1 池	
		有効容量	270 ㎥	
	浄水池	池数	2 池	
		有効容量	1,150 ㎥	
	取水・導水ポンプ設備	台数	5 台	内 2 台予備
		揚水量	11.12 ㎥/分	(表)1.74*3、(地)2.95*2
		原動機出力	63 kw	15*2、11*3
	浄水ポンプ設備	台数	4 台	内 2 台予備
		揚水量	15.4 ㎥/分	3.85*4
		原動機出力	44 kw	11*4
	送水・配水ポンプ設備	台数	10 台	5 系統・内 5 台予備
		揚水量	14.6 ㎥/分	(上)0.5*2、(城)1.2*2、(国)1.6*2、(白)1.9*2、(百)2.1*2
		原動機出力	315 kw	(上)7.5*2、(城)15*2、(国･白･百)45*6

別 紙 2

山道浄水場運転・維持管理業務委託
公募型プロポーザル参加資格審査表

提　　案　　者　：

資格審査申請添付書類【実施要領第7条第1項関係】	
会社概要書が提出されているか	
登記簿謄本が提出されているか	
定款が提出されているか	
直近3期分の貸借対照表、損益計算書が提出されているか	
国税及び地方税の滞納がないことを証明する書類が提出されているか（納税証明書）	
浄水場運転管理業務の実績を証する書類が提出されているか（過去10年以内）	
実施要領第3条第1項第1号に規定する資格を証する書類及び経歴書が提出されているか	
実施要領第3条第1項第1号に規定する実務経験を有する者の在籍を証する書類が提出されているか	
実施要領第3条第1項第3号の1)及び2)に該当しない者であることを誓約する書類が提出されているか（「誓約書（様式6号）」）	

参加資格要件【実施要領第3条第1項関係】	
法人である	
水道業務技術管理者の資格を有し、かつ日量浄水能力8千6百立方メートルの急速ろ過方式及び緩速ろ過方式を有する浄水場運転管理の実務経験が3年以上ある者を配置できるか	
日本国内において、日量浄水処理能力8千6百立方メートルの急速ろ過方式及び緩速ろ過方式を有する事業体（水道事業及び水道用水供給事業並びに工業用水事業における浄水施設（排水処理を除く。）に係るもの）の運転管理業務を受託した実績を有しているか	
地方自治法施行令第167条の4第1項の各号の規定に該当しないか	
会社更生法に基づく更生手続開始の申立てをしていない及び申立てがなされていないか	
民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをしていない及び申立てがなされていないか	
破産法に基づく破産手続開始の申立てをしていない及び申立てがなされていないか	
国税及び地方税を滞納していないか	
川棚町暴力団排除条例第2条第1号及び第2号の規定に該当しないか、また暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるるべきものと関係を有していないか	

別 紙 3

山道浄水場運転・維持管理業務委託
公募型プロポーザル採点シート

審査員職	:	氏名	:
提案者	:		

評価項目（提案項目）		評価基準	配点
会社概要および財務状況	①	会社概要、3年間の財務諸表	10
受託実績	①	過去の実績	20
業務の実施体制	①	組織体制	10
	②	人員配置	10
	③	従事予定者の資格及び経験	10
業務の取組方針	①	運転操作業務の取組方針	15
	②	保守点検業務の取組方針	15
	③	その他作業の取組方針	10
	④	地域貢献に関する取り組み方針	10
教育および訓練	①	教育、訓練の考え方	10
	②	教育、訓練計画及び実施方法	10
危機管理	①	緊急時対応の基本的な考え方	7.5
	②	緊急時の想定事象と対応手順	7.5
	③	緊急時の支援体制	7.5
	④	緊急時の備え	7.5
その他、創意工夫、企画提案、効率化	①	運転・保守業務に関して創意工夫、企画提案、効率化などの提案がなされているか	10
小計			170
※ 採点方法は、各項目の評価基準毎に評価（A:100%、B:75%、C:50%、D:25%、E:0%）する。 例 評点15点において評価Bの場合は、15点×75%＝11.25点とする。（小数点以下の端数処理はしない。）			
見積金額	①	提案見積金額	30
※ 30点×最低見積額÷提案者の見積額（小数点第3位以下切り捨て）			
合計			200

山道浄水場運転・維持管理業務
一　般　仕　様　書

第１章　総則

（目的）
第１条　本仕様書は、川棚町水道課（以下「委託者」という。）の山道浄水場運転・維持管理業務（以下「業務」という。）にあたり、適正な運転と効率的な維持管理の確保等に関し、業務の履行に必要な事項を定めることを目的とする。

（業務の履行）

第２条　業務を行う者（以下「受託者」という。）は、水道事業の公共性を常に念頭におくとともに、山道浄水場及び水道施設の機能を十分発揮できるよう、契約書、一般仕様書、特記仕様書及びその他の関係法令に基づき、委託者と協議し能率的、経済的かつ安全に業務を履行しなければならない。
２　業務の履行に当たっては、業務履行に関する各関係法令を遵守しなければならない。

（業務の範囲）
第３条　業務の範囲は、特記仕様書に掲げる業務の範囲とする。

（業務の内容）
第４条　業務の主な内容は、特記仕様書に掲げる業務とする。

第２章　従事者

（従事者の届出）
第５条　受託者は、業務の履行に当たっては、業務従事者名簿を提出すること。また、異動若しくは変更のある場合も、同様とする。
２　受託者の従事者について業務の履行上著しく不適格と認められる場合は、委託者受託者協議のうえ決定する。

（従事者の資格）
第６条　受託者が配置する従事者は、受託水道業務技術管理者の資格を有する者が１名含まれているものとする。

（受託水道業務技術管理者の職務）
第７条　受託水道業務技術管理者の職務は、水道法第 24 条の 3 第 4 項に規定する受託水道業務技

術管理者の職務を行う。

（総括責任者の職務）
第８条　総括責任者の職務は、次のとおりとする。
（１）本業務の現場最高責任者として、従事者の指揮、監督、技術技能の向上、労働安全衛生の確保、勤怠管理を行うとともに、事故防止に努めること。
（２）契約書、一般仕様書、特記仕様書、その他関係書類により、業務の目的、内容を十分理解し、施設の機能を把握し、監督職員と密接な連絡をとり、業務の適正かつ円滑な遂行を図ること。
（３）設備及び管理状況を常に的確に把握し、いかなる場合においても対処できる体制に努めること。

第３章　業務書類等

（業務書類等）
第９条　受託者は、業務の履行に当たり、契約締結後速やかに次の書類を提出しなければならない。
（１）委託業務着手届
（２）受託水道業務技術管理者選任届出書
（３）総括責任者選任届出書
（４）業務従事者名簿
（５）業務履行計画書
（６）借用承認願
（７）契約書第 44 条の規定による賠償保険証書の写し
（８）その他委託者が必要とする書類

（業務履行計画書）
第 10 条　受託者は、業務履行計画書を作成し、次の事項について記載しなければならない。
（１）業務概要に関すること。
（２）現場組織に関すること。
（３）業務工程に関すること。
（４）業務方法に関すること。
（５）安全衛生教育に関すること。
（６）保全・保安管理に関すること。
（７）各種報告書様式
（８）その他必要事項

（月間業務計画書及び月間業務完了報告書）
第 11 条　受託者は、月間の業務履行に関する計画を、前月の 25 日までに委託者へ提出しなければならない。なお、関連資料がある場合は、業務計画書に添付して提出すること。

２　月間業務計画書を変更する必要が生じた場合は、その都度監督職員と協議しなければならない。ただし、軽微な変更はこの限りではない。
３　受託者は、月間業務計画書に基づき業務が完了したときは、月間業務完了報告書を翌月の 10 日までに委託者へ提出しなければならない。なお、関連資料がある場合は、業務完了報告書に添付して提出すること。

（業務記録等の整備）
第 12 条　受託者は、業務記録など業務の履行又は確認に必要な書類を作成し、監督職員が提出を求めた場合は、速やかに提出しなければならない。ただし、受託者の機密に関する事項はこの限りではない。
２　受託者は、業務の履行に当たり、次の書類を週初めに委託者へ提出しなければならない。
（１）日誌
（２）水質記録
（３）運転管理記録
（４）川棚川取水堰維持管理業務報告書
（５）その他関係書類

第４章　業務要領

（運転管理）
第 13 条　受託者は、各種機器の役割及び機能を十分理解し、業務を適切に行うものとする。
２　受託者は、取水量の急変又は水質の悪化が予知又は確認できた場合には、速やかに委託者に報告するとともに、安全で安定した水を供給できるよう努めるものとする。
３　受託者は、豪雨等の災害の際には、委託者と協議し、業務を行うものとする。
４　受託者は、業務履行に当たり常に創意工夫を心がけ、運転の効率化を目指すものとする。

（点検）
第 14 条　受託者は、事故を防止するとともに各種機器の耐用を増し、円滑な運用を維持するため、点検整備を行うものとする。
２　受託者は、巡視点検中に不良箇所又は破損箇所を発見した場合は、速やかに委託者に報告しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、応急処置を行うこととし、その後の対応を、委託者と協議して行うものとする。
３　日常点検は、予防保全を主目的とし、外観及び五感による観察も重視する。異常を発見した場合は、その都度委託者に報告し、委託者と協議して処置し、経過を報告するものとする。
４　機器の調整、給油、消耗部品の交換、清掃及び塗装など、常に各種機器が正常に作動するよう整備に努めなければならない。なお、交換部品、消耗品などについては、必要に応じ委託者が支給する。

（簡易修理）
第 15 条　受託者は、巡視点検中に発見した不良箇所又は破損箇所のうち現場で修理可能なものに

ついては、委託者と協議のうえ処置するものとする。
２　受託者は、設備等のうち軽易な設置及び改良については、監督職員と協議のうえ実施するものとする。
３　受託者は、前項の処置を行う場合は、状況を委託者に報告しなければならない。

（施設清掃と整理整頓）
第 16 条　受託者は、業務範囲内の施設、建物及びその周辺を定期的に清掃し清潔に保つものとする。
２　受託者は、諸物品等の整理整頓を行うものとする。

第５章　安全衛生管理

（安全管理）
第 17 条　受託者は、平素から安全衛生管理を十分行うとともに、重大かつ緊急事態に備え、連絡体制等について必要な準備をしておくものとする。
２　受託者は、労働安全衛生法及びその他災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全管理に必要な措置を講じ、労働災害の防止に努めなければならない。
３　受託者は、業務遂行に当たり安全管理上の障害が発生した場合には、直ちに必要な処置を講じ、速やかに委託者に連絡するとともに、委託者と対応を協議するものとする。

（教育及び訓練）
第 18 条　受託者は、運転・維持管理（監視、巡視、点検、測定等）又は運用に従事する者に対して、浄水場等施設の保全・保安に関し必要な知識及び技能に関する教育をしなければならない。
２　受託者は、運転・維持管理又は運用に従事する者に対し、事故その他災害が発生したときの処置について、危機管理マニュアルを作成し、実地指導、訓練を行わなければならない。

（従業員の規律及び服装）
第 19 条　受託者は、従業員の作業規律、衛生、風紀及び身元の保持に関し一切の責任を負うものとする。
２　受託者は、従業員に対して委託者の職員と明確に区分できるよう名札を着用し、清潔な統一した服装で従事させるとともに、対応については部外者から指摘を受けないようにしなければならない。

（衛生管理）
第 20 条　受託者は、感染症に対して、衛生管理を十分に行わなければならない。
２　受託者は、業務を従事する者に対して水道法第 21 条の規定する定期及び臨時の健康診断（6ヶ月に 1 回の検便）を実施し、その結果を委託者に報告しなければならない。なお、疑わしき業務従事者は直ちに検便を行い、その結果が判明するまで就労を禁止する。

（盗難、火災、事故等の防止）

第21条　受託者は、各施設における機器備品等の盗難防止、火気取締り及び危険物について十分注意し、事故等のないように努めなければならない。

２　受託者は、浄水場において、来訪者及び施設関係業者の出入りの管理を十分行うとともに、不審者の侵入に備えるなどの危険防止に努めなければならない。

第６章　設備使用

（事務室等の自主管理）

第22条　受託者は、浄水場施設の一部を事務室として使用する場合には、委託者の許可を受けるとともに、受託者の責任において維持管理を行わなければならない。

２　事務室等は無償で貸与するが、使用に当たっては清潔に管理し、破損等が生じた場合は受託者の責任において修復に必要な費用を負担するものとする。

３　事務室等の使用に伴う光熱水の費用は無償とするが、その使用に当たっては節約に努めなければならない。

４　受託者は、事務室等へ業務に必要な備品を持込むことができる。なお、持込んだ備品は委託者の所有物と区別できるように明示しなければならない。

（貸与品等）

第23条　契約書に定める貸与品等は、業務遂行上必要と認めた完成図書及び特記仕様書第５条の規定による、工具、試験器具、その他備品類とし、委託者の許可又は指示により使用することができる。

２　貸与品等については、台帳を作成し、その保管状況を常に把握し、破損、盗難、紛失等があった場合は、受託者が弁償しなければならない。

第７章　その他

（賠償責任）

第24条　契約期間中に受託者の誤操作によって機器等の破損、故障等が生じた場合は、受託者の負担において業務遂行上支障がないよう速やかに補修、改善、取替え、その他必要な措置を講じなければならない。ただし、受託者の責に帰さない場合は、この限りではない。

（事業実施におけるリスクマネージメント）

第25条　事業実施における浄水場等の施設について、その水道事業者としての責任は委託者にあるものとし、本事業範囲における施設の運転・維持管理上の水道法上、私法上の責任は原則として受託者が負うものとする。ただし、委託者が責めを負うべき合理的な理由がある事項については、この限りではない。

２　リスクの分担及びマネージメントについては、別表１「リスク分担表」のとおりとする。

３　委託者及び受託者は、リスクの分散を図るため、保険対応可能な事項については保険加入を実施するものとする。

（水質の保証範囲）

第26条　受託者が行う施設の運転において、日常監視項目の保証水質及び水質管理目標値は表－１のとおりとする。

保証水質及び水質管理目標値（表－１）

	項　　目	保 証 水 質	水質管理目標値	採 水 箇 所
1	ＰＨ	5.8以上8.6以下	7.5程度	浄水場検水室
2	味	異常でないこと	異常でないこと	〃
3	臭気	異常でないこと	異常でないこと	〃
4	色度	3.5度以下	2度以下	〃
5	濁度	0.35度以下	0.2度以下	〃
6	残留塩素濃度	0.6～1.1mg/Ｌ程度	0.6～1.0mg/Ｌ程度	〃

（水量の保証範囲）

第27条　受託者が行う施設の運転において、保証すべき水量は特記仕様書の水量とする。

（業務の引継ぎ）

第28条　受託者は、契約期間内の日常業務の引継ぎについては、的確な業務引継ぎに心がけ、業務の支障となるような虚偽の報告をしてはならない。

２　受託者は、契約期間が満了したとき又は契約を解除されたときは、遅滞なく業務に関する一切の事務を整理し、委託者又は委託者が指定する者に対して業務を引継がなければならない。ただし、継続して契約を締結した場合はこの限りではない。

３　受託者は、契約期間の満了の日までに、受託者の業務を引継ぐ者に対し業務の遂行に支障を及ぼさないよう、技術指導等において協力するものとする。

（守秘義務）

第29条　受託者は、業務に関し知り得た委託者の業務上固有の情報を第三者に対して漏洩してはならない。

（雑則）

第30条　受託者は、委託者に指示されない事項であっても維持管理上、当然必要な業務等は良識ある判断に基づいて行うものとする。

２　受託者は、業務等に関する資料の提出を委託者が要求した場合は、速やかに応じなければならない。ただし、受託者の機密に関する事項はこの限りではない。

（疑義）

第31条　本仕様書に疑義が生じた場合又は仕様書に定めのない事項が生じた場合は、委託者受託者協議のうえ決定するものとする。

リ　ス　ク　分　担　表

別表１

リスクの種類	リスクの内容	リスク分担	
		水道事業者	受託者
入札説明	入札説明書等の誤り、入札説明内容の変更に関するもの	○	－
応募コスト	入札の応募費用に関するもの	－	○
事業範囲変更	委託事業の業務範囲の縮小、拡充等	○	－
契約締結リスク	委託者の責による選定業者と契約の締結不能又は契約の延期	○	－
	受託予定者の責による水道事業者と契約の締結不能又は契約の延期	－	○
法令等の変更	委託事業に直接関係する法令等の変更	○	－
	行政指導　規制、指導	○	○
第三者賠償リスク	契約期間中の受託者の責めに起因する水質・水量・水圧・給水等の悪化によるもの	－	○
	契約期間中の受託者の責めに起因する騒音・振動・地盤沈下等によるもの	－	○
	住民訴訟（断水、水質悪化等による訴訟）	○	△
事故・災害	受託者の責めによる事故の発生	－	○
	上記以外（不可抗力）による事故の発生	○	○
	損害保険等において免責とならない事由	○	○
	損害保険等において免責とされている事由	○	△
	施設・設備の劣化等瑕疵による事故	○	△
	人身事故	○	○
契約不履行	施設・設備の機能・性能不足によるもの	○	－
	受託者の作成する業務履行計画書等の不備、施設・設備との不適合によるもの	△	○
	委託者による指示書等の内容の不備によるもの	○	△
	業務遂行上の不備（運転、保全、水質、管理、記録、連絡調整の不備等）によるもの	△	○
	不可抗力（天災等）によるもの	○	△
	委託者・受託者の責によらない水質事故によるもの	○	△
財務	委託側の債務不履行（支払遅延、不払等）	○	－
	受託側の債務不履行（倒産等）	－	○
物価変動	契約期間中のインフレ・デフレ	△	△
環境問題	環境基準違反、環境汚染等による事業の制限	○	△
事業の中止	委託者側の責めによるもの	○	－
	受託者側の責めによるもの	－	○
計画変更	事業内容の変更	○	－
費用増加	原水の条件の変動により、施設の機能・性能上、要求水準を満足できないことに係る費用	○	－

注）表の見方

○、○の場合：契約業務の内部分のリスクは受託者が負い、それ以外の部分は委託者が負う。

○、△の場合：原則として○のリスク負担者がリスクを負うが、過失などの帰責事由がある場合には、△の側もリスクを負う可能性がある。

△、△の場合：一定の基準又は協議によりリスクを両者で分担する。

○、－の場合：○のリスク負担者が全てのリスクを負う。

山道浄水場運転・維持管理業務
特　記　仕　様　書

（目的）

第１条　本特記仕様書は、山道浄水場運転・維持管理業務一般仕様書について、特に必要な事項を定めることにより、業務の円滑な遂行を図ることを目的とする。

（業務の範囲）

第２条　業務履行場所は、次のとおりとする。

（１）山道浄水場

（２）山道可動堰

（業務の内容）

第３条　委託業務内容は、次のとおりとする。

（１）原水に関すること。

ア．川棚川取水場・石木川取水場・浄水場内取水場（浅井戸）の水位の観測・確認

イ．山道可動堰の管理・操作

ウ．佐世保分水に伴う連絡・調整

エ．原水の水質検査（委託した水質検査を除く。）

（２）浄水に関すること。

ア．緩速ろ過池の排泥作業

イ．沈殿施設の維持管理及び天日乾燥床の管理

ウ．ろ過施設・滅菌施設の管理・操作並びに簡易な補修

エ．浄水の水質検査（委託した水質検査を除く。）

オ．土・日曜及び祝祭日（ただし、特定時期を除く。）における、水道法施行規則第 15 条第１項「1 日 1 回行う色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査」の、町内管末地区における水質検査測定

（３）送水に関すること。

ア．浄水場内に設置した送水ポンプの管理・操作

イ．浄水場内に設置した電気計装設備等の管理・操作

ウ．浄水場内に設置したテレメータ設備等の管理・操作

（４）その他

ア．浄水場内への無断立入の監視

イ．管理棟を含む浄水場の清掃（草刈りを含む。）

ウ．浄水場内における、委託業務に関する指導・監督

エ．その他、浄水場に関すること。

（水量管理）

第４条　受託者は、配水状況により必要な設備・機械を運転し、取水量・送水量の調整、浄水処理工程の水位等のバランス調整及び浄・配水池間の送・受水量の調整を行い、安定した配水量

の確保・供給に努めること。

水量管理に関する基準は、次のとおりとする。

山道浄水場最大取水量	15,300㎥/日	川棚川から　7,500㎥/日 石木川から　5,000㎥/日 浅井戸から　7,800㎥/日
※川棚川から取水する場合は、7,500㎥/日から石木川取水量を控除した水量とする。		

（経費の負担）

第５条　業務上必要とする経費は、下記のとおりとする。

（１）委託者の負担とするもの。

ア．光熱水費（電気、ガス、上下水道等）

イ．水質試験用備品、消耗品等

ウ．維持管理に要する機材費（草刈機、鎌等）

エ．燃料費（灯油等）

オ．特殊工具

カ．その他業務上必要と認める物品

（２）受託者の負担とするもの。

ア．作業着類（安全靴、帽子等含む）

イ．日常生活に必要な消耗品（上履き、洗面具等）

ウ．緩速ろ過池排泥作業に要する機具（スコップ、均し棒、ダンプトラック等）

エ．薬品費（凝集剤、滅菌剤、分析用等）

オ．前条で定める物品以外で業務上必要なもの

（施設の運転及び運転時間）

第６条　業務対象施設の運転時間は、24 時間連続とする。ただし、テロ及び天災事変等の事故及び故障等など、現状予測し得ない事象が起こり、緊急回避として施設運転の停止に至った場合等については、別途協議する。

（労務計画表）

第７条　受託者は、前条の規定を遵守し設計図書に示された、水量の要求基準及び保証水質等の規定を満たす浄水を常時安定して供給するために、労務計画表を作成しなければならない。

（緩速ろ過池排泥作業）

第８条　受託者は、川棚町財務規則、水道法及び労働基準法、その他の関係法規を遵守し、次の事項を厳正に守らなければならない。

（１）本業務は設計図書に基づき作業すること。その順序方法については作業開始前に監督職員と協議し、完全なる作業遂行に努めること。なお、作業上明確でない箇所又は疑義を生じた場合は監督職員と協議のうえ作業すること。

（２）作業員がろ過池に入るときは、運動靴又は地下足袋を使用し、砂層上での運搬は踏板を使用すること。

（３）就労日・時間は、原則として毎週月曜日又は火曜日、時間は午前８時から午後５時までとするが、監督職員との協議により必要に応じて時間を延長することができる。
（４）砂層の汚れ状態によって削り取り厚さを増減するが、削り取りの平均厚は15㎜とする。
（５）ろ過池の削り取り及び均し作業は、月間業務完了報告書提出時の完成写真で確認できるよう工程管理に努めなければならない。なお、残砂層厚については常に確認し、浄水場作業記録簿に記録すること。
（６）ベルトコンベアの使用に当たっては、モーター駆動式とすること。
（７）作業の実施頻度は全５池において１池あたり2.5ヶ月に１回の年間のべ24池を基本原則とするが、ろ過池の状況により増減する恐れがある。

（薬品の調達）
第９条　受託者は安全で安心できる水道水を配水するために必要な薬品を調達し管理しなければならない。なお薬品の仕様等については次に記載のとおりとする。
（１）次亜塩素酸ナトリウム
水道施設の技術的基準を定める省令(平成12 年厚生省令第15号)第1条第16号に規定する基準に適合するものであること。
低塩素・有効塩素は１２％以上とす。
移液はポンプ補充式または圧送補充式とする。
年度購入量（予定）：40,000 kg
（２）ポリ塩化アルミニウム
水道施設の技術的基準を定める省令(平成12 年厚生省令第15号)第1条第16号に規定する基準に適合するものであること。
移液はポンプ補充式または圧送補充式とする。
年度購入量（予定）：60,000 kg

２　受託者は前項の薬品の調達にあたり納入前に委託者から使用する薬品の承認を得なければならない。

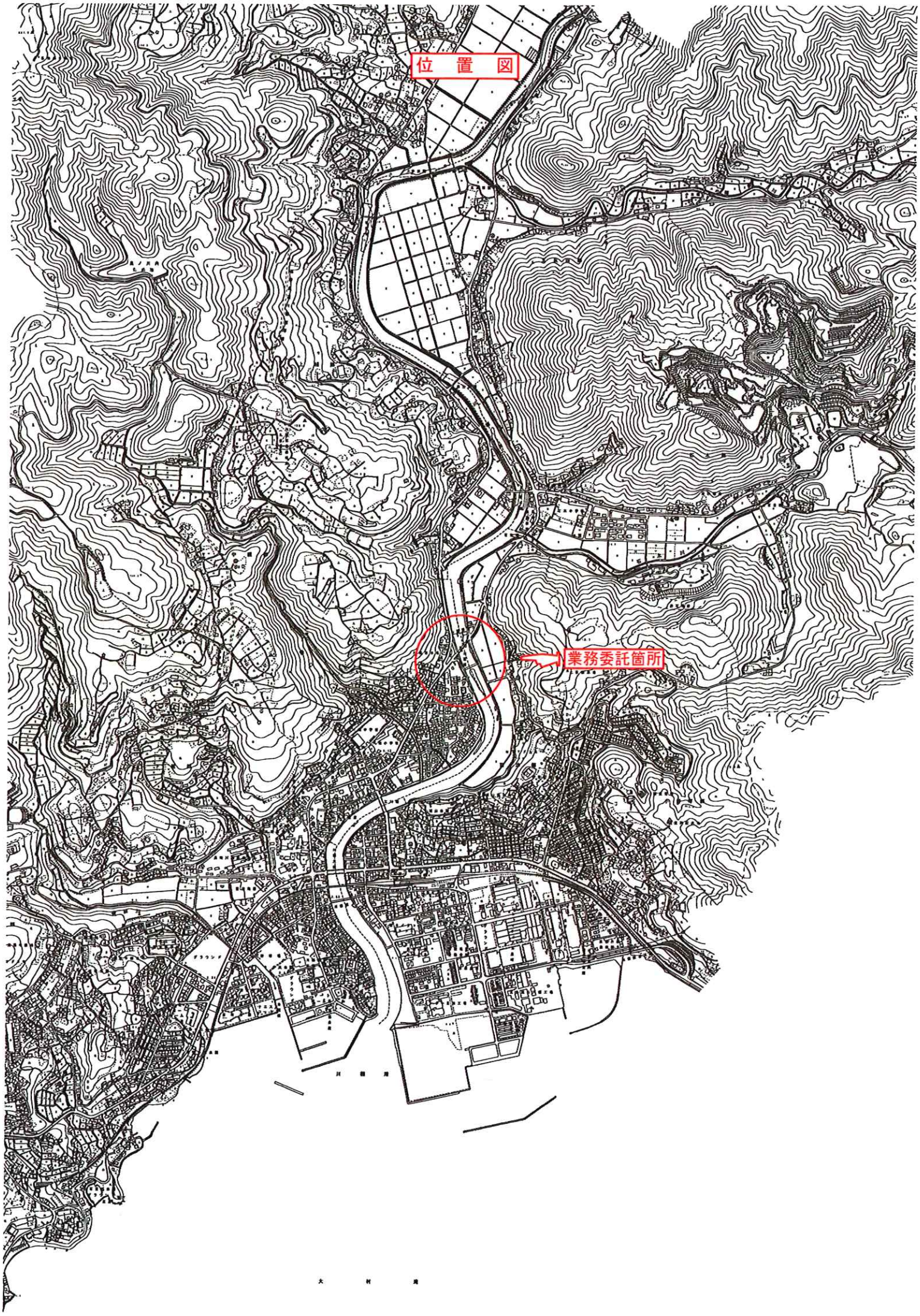
位　置　図
業務委託箇所

山道浄水場平面図

縮尺1:250
世界測地系

川棚川

至 波佐見町

水防倉庫

水源地引込左1/1

歩道

宇田水分神社

浅井戸水源

川棚川取水ポンプ室棟

管理本館棟

浄水井ポンプ室棟

流量計室

新薬品沈澱池

薬品沈澱池

側面脱水天日乾燥床

7号緩速ろ過池

3号緩速ろ過池

4号緩速ろ過池

5号緩速ろ過池

6号緩速ろ過池

通路

急速ろ過機

ろ過機制御盤

急速ろ過機

主要地方道川棚・有田線

至 川棚駅

事業名	山道浄水場運転・維持管理業務		
表　題	山道浄水場平面図		
図　番	D01	縮尺	1 : 250
作成年月	令和　　年　　月　　日		
川　棚　町　水　道　課			
	承認	設計	製図